

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券については、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価についても同じ方法によっております。

4. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

5. 当行の動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。

なお、建物（平成10年3月31日以前取得分）、建物附属設備および構築物の減価償却の方法は、従来、定率法によるものでありますが、保有建物等の使用状況を見直した結果、店舗等として長期間安定的に使用している実態を考慮し、その償却費用が使用期間に均等に計上される定額法が、より適正な期間損益を反映し合理的と考えられるため、当連結会計年度より定額法に変更しております。

これにより、定率法により減価償却を実施した場合に比べ、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,482百万円増加しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～50年

動産 5年～20年

連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

6. 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。

7. 当行の外貨建資産・負債については、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

なお、国内連結子会社は、当連結会計年度から改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（企業会計審議会平成11年10月22日））を適用しておりますが、従来の方法によった場合と比較して、経常利益、税金等調整前当期純利益への影響はありません。

また、前連結会計年度において「資産の部」に計上していた為替換算調整勘定は、連結財務諸表規則の改正により、「資本の部」並びに「少数株主持分」に含めて計上しております。

8. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

まず、当行の信用格付制度により取引先を10段階に区分し、更にそれらの取引先を自己査定に基づき、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に規定する、正常先債権・要注意先債権・破綻懸念先債権・実質破綻先債権・破綻先債権に分類しております。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を引き当てております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び本部各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結子会社の貸倒引当金は、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,121,687百万円であります。

9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として11年）による定額法により費用処理。

数理計算上の差異 発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として11年）による定額法により、翌連結会計年度から損益処理。

なお、会計基準変更時差異（193,823百万円）については、主として5年による按分額を費用処理しております。

10. 債権売却損失引当金は、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。

11. 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

12. 当行のヘッジ会計の方法は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理であります。

13. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

14. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。

金融先物取引責任準備金 9百万円 金融先物取引法第82条の規定に基づく準備金であります。

証券取引責任準備金 633百万円 証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。

15. 動産不動産の減価償却累計額 435,732百万円

16. 連結貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機の一部等についてはリース契約により使用しております。

17. 貸出金のうち、破綻先債権額は197,398百万円、延滞債権額は1,041,951百万円であります。

なお、破綻先債権とは、自己査定の結果や元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

18. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は75,870百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は151,413百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

20. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,466,633百万円であります。

なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形等の額面金額は、889,340百万円であります。

22. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	1百万円
特定取引資産	3,037百万円
有価証券	1,932,374百万円
貸出金	701,282百万円
その他資産	58,620百万円
動産不動産	559百万円

担保資産に対応する債務

預金	62,243百万円
コールマネー及び売渡手形	2,116,699百万円
借入金	68,774百万円
その他負債	17,928百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券3,096,063百万円、貸出金397,546百万円、現金預け金3百万円、その他資産（手形交換所保証金等）10百万円を差し入れております。

なお、動産不動産のうち保証金権利金は70,421百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,006百万円であります。

23. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は191,628百万円、繰延ヘッジ利益の総額は208,232百万円であります。
24. 「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)が平成12年6月9日に公布されたことから、当行の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、当連結会計年度より前連結会計年度の39.62%から39.20%に変更しております。この変更により、当行の繰延税金資産の金額は5,616百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額の金額は同額増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債の金額は294百万円減少し、再評価差額金の金額は同額増加しております。
25. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額35,942百万円。

26. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金503,364百万円が含まれております。
27. 社債には、劣後特約付社債758,426百万円が含まれております。
28. 1株当たりの純資産額 333円46銭
29. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、譲渡性預け金、コマーシャル・ペーパー、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーが含まれております。以下32.まで同様であります。

売買目的有価証券

連結貸借対照表計上額	469,204百万円
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	244

満期保有目的の債券で時価のあるもの

連結貸借対照表	時価	差額		
計上額			うち益	うち損
114,295百万円	14,298百万円	2百万円	2百万円	0百万円
114,295	14,298	2	2	0

その他有価証券で時価のあるもの

当連結会計年度においては、その他有価証券のうち時価のあるものについて時価評価を行っておりません。なお、平成12年大蔵省令第9号附則第3項によるその他有価証券に係る連結貸借対照表計上額等は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額	9,864,096百万円
時価	9,511,251
差額	352,844
繰延税金資産相当額	138,315
少数株主持分相当額	2,173
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金相当額のうち親会社持分相当額	42
評価差額金相当額	212,399

30. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
9,773,852百万円	192,631百万円	42,095百万円

31. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	連結貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	7,094百万円
その他有価証券	
非上場債券	315,565
非上場株式(店頭売買株式を除く)	117,140
非上場外国証券	63,341

32. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	2,428,170百万円	2,031,335百万円	994,009百万円	59,300百万円
国債	2,372,038	1,612,608	859,706	58,800
地方債	2,749	46,824	15,843	-
社債	53,382	371,903	118,459	500
その他	406,355	277,212	151,917	147,428
合計	2,834,526	2,308,547	1,145,927	206,728

33. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

その他の金銭の信託

当連結会計年度においては、その他の金銭の信託について時価評価を行っておりません。

なお、その他の金銭の信託に係る連結貸借対照表計上額等は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額	22,208百万円
時価	22,677
差額	468
うち益	494
うち損	25
評価差額金相当額	285
繰延税金負債相当額	183

34. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」、「その他資産」中の保管有価証券等及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計292,171百万円含まれております。

なお、使用貸借又は質貸借契約により貸し付けている有価証券は、従来「有価証券」中の貸付有価証券に計上しておりましたが、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))の適用に伴い、当連結会計年度よりその種類毎に「有価証券」中の国債、地方債等に計上しております。当連結会計年度末における使用貸借又は質貸借契約により貸し付けている有価証券は2,025百万円であります。

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,912,401百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが、6,322,207百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	645,033百万円
年金資産(時価)	390,318
未積立退職給付債務	254,714
会計基準変更時差異の未処理額	153,676
未認識数理計算上の差異	70,985
未認識過去勤務債務	1,664
連結貸借対照表計上額の純額	31,716
退職給付引当金	31,716

37. 当行は、平成12年5月22日に株式会社住友銀行との間で合併契約を締結しました。平成12年6月29日開催の第10期定時株主総会において、また、平成12年6月29日開催の第二回優先株式にかかる種類株主総会および平成12年6月28日開催の第三回優先株式(第二種)にかかる種類株主総会において、それぞれ承認可決されました当該合併契約書に基づき、平成13年4月1日をもって株式会社住友銀行と合併し、資産及び負債並びに権利義務の一切を同行に引き継ぎました。